

【資料3】

中山間地域等直接支払事業 について

埼玉県農林部
農業ビジネス支援課

中山間地域等直接支払制度の概要

【制度の概要】

傾斜が多い等農業生産条件が不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地の維持・管理に関する取決め(協定)を締結し、協定に従い5年間以上農業生産活動等を行う農業者に対し、面積等に応じて農業生産条件の不利を補正する交付金を交付。

【対象地域】

○**通常地域** (交付金負担割合: 国1/2 県1/4 市町村1/4)

特定農山村法、山村振興法、過疎法に指定された地域
(※地域振興立法9法のうち埼玉県に該当する3法)

○**特認地域** (交付金負担割合: 国1/3 県1/3 市町村1/3)

- ・農林統計上の中間農業地域・山間農業地域
- ・通常地域に地理的に接する地域

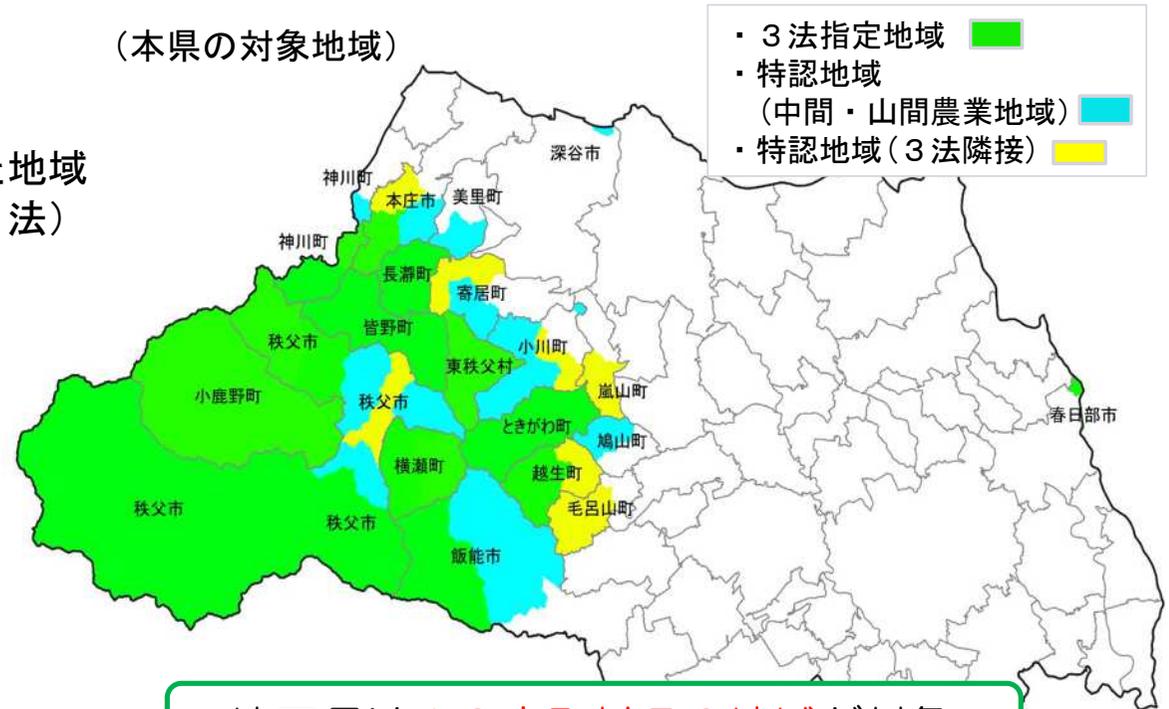
【交付単価】

地目	基準	交付単価
田	急傾斜 (1/20以上)	21,000円/10a
	緩傾斜 (1/100以上)	8,000円/10a
畑	急傾斜 (15° 以上)	11,500円/10a
	緩傾斜 (8° 以上)	3,500円/10a

【協定の種類】

集落協定	集落等を単位に複数の農業者が締結する協定
個別協定	認定農業者等が農用地の所有権を有する者と利用権設定や農作業受託を受ける形で締結する協定

(本県の対象地域)



埼玉県は **19市町村56地域**が対象

第6期対策(R7～R11)の概要

集落協定に定める活動内容

【交付対象農用地】農振農用地区域内かつ地域計画区域内の農用地

1 農業生産活動等として取り組むべき事項（必須）

① 農業生産活動等

耕作放棄地の発生防止活動（農地の法面管理、草刈り等）、農道等の管理

② 多面的機能を増進する活動

周辺林地の下草刈り、景観作物の作付、体験農園、ビオトープ等

【法面の草刈り】



【景観作物の作付け】



【鳥獣緩衝帯の管理】



基礎単価
(8割)
※必須

2 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項

ネットワーク化活動計画の作成

体制整備単価
(+2割)

3 加算措置

- ・ ネットワーク化加算 ・ 超急傾斜加算
- ・ スマート農業加算 等

加算単価
(取組面積に応じ所
定額を交付)

ネットワーク化活動計画について

集落協定が共同取組活動を継続できる体制づくりを進めるために作成する、複数の集落協定間でのネットワーク化や統合、多様な組織等の参画に向けた計画

①集落協定書に、対策期間内のネットワーク化活動計画の作成を位置付け

※ 体制整備単価（10割）の適用開始



②協定参加者で話合う

※ ネットワーク化、統合、連携など合意形成を図る



③ネットワーク化活動計画の作成、市町村へ提出



④活動の実施、ネットワーク化活動計画の実現に向けたフォローアップ

埼玉県における中山間地域等直接支払制度の取組状況

令和7年度(第6期対策初年度)実績見込み

(1) 実施市町村: 11市町村

(2) 協定数: 41協定 (対前年△10協定)

(集落協定: 38協定、個別協定: 3協定)

[単価別]

体制整備単価: 35協定 基礎単価: 6協定

(3) 交付面積: 266ha (対前年△49ha)

[地目別] 田: 165ha (62%)

畑: 101ha (38%)

[交付基準別] 急傾斜: 38%

緩傾斜: 62%

高齢化率・耕作放棄率: 10%

(4) 交付金額: 24,332千円

(対前年△3,420千円)

【事業実施市町村】



○第5期対策

【市町村数、取組協定数、取組面積、交付金額の推移】

	R2	R3	R4	R5	R6
実施市町村数	12	12	12	12	12
協定数	50	51	51	51	51
交付面積 (ha)	310	316	316	315	315
交付金額 (千円)	27,646	27,894	27,900	27,811	27,753

令和7年度の主な取組について

(1) 体制整備単価（交付単価の10割） 交付を受けるための推進

⇒「ネットワーク化活動計画」等について、作成方法や地域の事情に沿った作成ポイントに係る説明会や相談会を実施

(2) 加算措置の推進

⇒新設された「ネットワーク化加算」、「スマート農業加算」等の活用について、説明会や現地調査を実施



集落協定への加算措置推進



現地調査

東秩父村 上ノ貝戸集落協定の事例

花桃が咲かせた地域の絆

耕作放棄地に花桃等を植
え始めて25年。今では約
3200本もの花桃等が春
を彩り、訪れる人々を楽し
ませていきます。

花桃の郷管理組合では、
花き研究会や技術者の協力
を得て生産・出荷を行い、
地域の活性化に貢献してい
ます。「荒れていた耕地の
草刈りや整地は本当に大変
だったよ。」

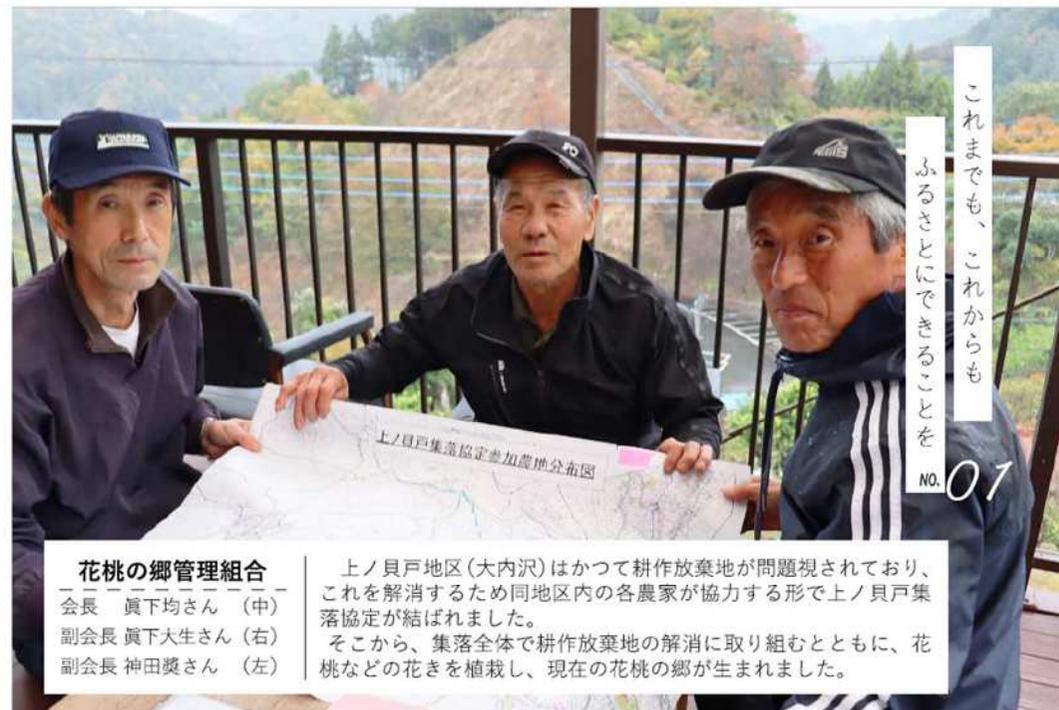
今も花桃を守るため、草
刈りや枝の手入れを欠かし
ません。訪れる方々からの
協力金は苗木の購入や観光
トイレ整備などに活用し、
地域観光の充実にも力を注
いでいます。

減りゆく担い手と続ける覚悟

過疎化が進む中、世代交
代の難しさは深刻です。花
桃の郷管理組合でも「10年
後も続けられるのか」とい
う不安があります。若者が
仕事や進学で村を離れ、次
の担い手が少なくなる一方
で、手入れを怠れば草が伸
び、猪や鹿の被害が起きる。
辞めるのは簡単ですが、「続
けること」が何よりも難し
く、そして大切です。それ
でも、美しい花桃の郷を支え

これまでも、これからも
ふるさとにできることを

NO. 01



花桃の郷管理組合

会長 眞下均さん (中)
副会長 眞下大生さん (右)
副会長 神田奨さん (左)

上ノ貝戸地区(大内沢)はかつて耕作放棄地が問題視されており、これを解消するため同地区内の各農家が協力する形で上ノ貝戸集落協定が結ばれました。そこから、集落全体で耕作放棄地の解消に取り組むとともに、花桃などの花きを植栽し、現在の花桃の郷が生まれました。

る人々がいるからこそ、こ
の景色は今も息づいていま
す。「花桃の郷を訪れるのは
3回目です。ここへ来ると
落ち着きます。」という来訪
者の言葉が、私たちの励み。
守り続けてきたふるさとの
風景を、これからも未来へ
つなげていきます。

花桃の未来へ

花桃の郷を次世代へつな
ぐため、若い世代も参加しや
すい活動づくりを進めてい
ます。作業効率化のため、ド
ローンによる農薬散布など
新しい試みも検討中です。

高齢化が進む中、無理なく
続けられる形を模索しなが
ら、共同作業を通じた交流や
絆を大切にしています。みん
なが集い、心を寄せ合える場
所こそ、活動を支える「希望
の芽」です。

咲かせたい、ふるさとの笑顔

「ふるさとに恩返しをし
たい」「地域を盛り上げた
い」そんな想いが、私たち
の原動力です。花桃を楽し
みに訪れる人々の笑顔や
「きれいだね」「また来たい」
という言葉が、何よりの喜
び。これからも花桃の郷を
守り、ふるさとの魅力を発
信し続けていきます。



1



2



3

1_ 村の春がやってきた - 色鮮やかな花桃の郷
2・3_ 草を刈って、花桃等を植える - 耕作放棄地の解消活動時の様子

令和7年度の主な取組について

(3) 交付対象農用地の適切性等に関する検査体制の見直しを推進

⇒第6期対策の初年度の令和7年度協定認定において、要領やその運用に基づき対象農用地の認定や地目判断が適切に行われるよう市町村等に対して注意喚起を行うとともに、検査体制の見直しを推進



東秩父村 上ノ貝戸集落協定（地目：畑）



秩父市 小柱集落協定（地目：田）

第6期対策(令和7年度～令和11年度)の制度評価について

国の規定に基づき、本検討委員会において制度の中間年評価(令和9年度)及び最終評価(令和11年度)を審議していただく予定。

令和7年度
(1年目)

令和9年度
(中間年評価)

令和11年度
(最終評価)